

## 津市商店街等新店舗誘致奨励金交付要綱

令和4年3月31日訓第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街振興団体による新店舗誘致活動を促進することにより、商店街等の空き店舗の解消を図り、商店街等の活性化及び商環境の向上に資するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街振興団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合その他市長が認める商店街等の振興を目的とする任意団体をいう。
- (2) 補助対象エリア 別表第1に掲げる施設等からおおむね半径1キロメートル以内の区域をいう。
- (3) 事業者 空き店舗等を活用して新たに出店する者（補助対象エリア内又は補助対象エリア相互間で店舗を移転する者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。）で、補助対象エリアにその区域の全部又は一部が含まれる商店街振興団体の会員又は今後会員となることが確実であると認められるものをいう。
- (4) 空き店舗等 補助対象エリア内に存する店舗、事務所、居宅、蔵又は倉庫の用に供されていた建物で、事業者が賃貸借契約若しくは売買契約を締結した日又はこの要綱に基づく交付申請を行った日のいずれか早い日において、連続して6箇月以上使用されていないもののうち、市長が別に定める要件を満たすものをいう。

(名称)

第3条 第1条の奨励金は、「商店街等新店舗誘致奨励金」（以下「奨励金」

という。)と称する。

(交付の対象)

第4条 奨励金は、事業者が加入している、又は加入することが見込まれる商店街振興団体に対し、事業者の出店又は営業に要する別表第2に掲げる経費（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金は、補助対象経費の額（当該額が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該額）を限度とし、予算で定める範囲内において、当該奨励金の交付を最初に申請した日（以下「申請日」という。）の属する年度を初年度として、4年度にわたりこれを交付するものとする。

(1) 初年度 20万円

(2) 2年度目以降 5万円

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、初年度にあつては開店する日前90日以内とし、2年度目以降にあつては開店した日からそれぞれ1年、2年又は3年を経過する日前90日以内とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 空き店舗等の位置図（初年度の申請に限る。）

(2) 専門家の指導を受けて事業者が記載した創業計画書（初年度の申請に限る。）

(3) 空き店舗等の外観及び内観の写真（初年度の申請に限る。）

(4) 商店街振興団体が申請日から起算して30日前までに発行した空き店舗等証明書（初年度の申請に限る。）

(5) 事業者が記入した誓約書

(6) 事業者の市税の納税証明書

(7) 申請日から起算して90日前までに発行された現在事項が確認できる不動産登記事項証明書（登記事項要約書を含む。）又は固定資産税課税台帳の写し

(8) 事業者と空き店舗等の所有者との間で締結された賃貸借契約書又は売買

契約書の写し

- (9) 事業者が申請者である商店街振興団体に加入していること、又は加入に向けて協議していることを証明する書類

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 正当な理由なく、事業者が開店した日から3年以内に店舗の営業を休止しない、又は中止しないこと。
- (2) 事業者は、年間200日以上、かつ、午前6時から午後12時までの間で1日4時間以上営業すること。

(実績の報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、初年度にあつては開店した日から起算して90日を経過する日、2年度目以降にあつては開店した日からそれぞれ1年、2年若しくは3年を経過する日から起算して90日を経過する日又は奨励金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 事業者が交付対象経費を支払ったことを証明する書類
- (2) 事業者が申請者である商店街振興団体に加入していることを証明する書類
- (3) 店舗が営業していることを確認できる店舗の外観及び内観の写真
- (4) 開店日が確認できる書類（初年度の報告に限る。）
- (5) 年間の営業日、営業時間及び休業日を記載した営業日報（初年度にあつては、開店した日から実績報告を行う日の前日までの営業日報）
- (6) 申請者である商店街振興団体が記載した事業者が出店した店舗が年間200日以上、かつ、午前6時から午後12時までの間で1日4時間以上営業していたことを証明する書類（2年度目以降の報告に限る。）
- (7) 事業者の直近の確定申告書の写し（2年度目以降の報告に限る。）

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 2 条関係）

| 補助対象エリアの基準となる施設等 |                            |
|------------------|----------------------------|
| 鉄道の駅             | 千里駅、江戸橋駅、津駅、津新町駅、南が丘駅及び久居駅 |
| バス停              | 三重会館前                      |
| 国宝建造物            | 御影堂及び如来堂を有する専修寺            |

別表第 2 （第 4 条関係）

設備修繕費、看板製作費、広告宣伝費、備品購入費、消耗品購入費、通信運搬費、人件費（出店時等に雇用する臨時的なアルバイトに支払うものに限る。）原材料費その他市長が適当と認める経費